

令和5年第8回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年8月28日
		13時30分～14時35分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和5年第8回海老名市農業委員会定例総会

令和5年8月28日「令和5年第8回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、
主 事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第45号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3	議案第46号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第4	議案第47号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	議案第48号	令和6年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名です。また、農地利用最適化推進委員、6名が出席をしております。定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、10番委員と11番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の移動状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩いたします。

（休憩）

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号24について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号24、農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場

合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持、拡大を図ることを趣旨としたものです。

それでは、受付番号24についてご説明させていただきます。

受付番号24、申請地は、勝瀬■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりでございます。こちらの場所ですが、勝瀬分は、市役所西側の駐車場及び催事広場の方面にあります鉄塔の下の田んぼ4筆分になります。中新田分は、その田んぼに隣接する道路を挟んで西側、現在、海老名総合病院の駐車場として転用中の土地から2枚南側にある田んぼ1筆になります。譲受人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■■■、譲渡人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真につきましては別紙の資料1-1、公図につきましては資料1-2及び資料1-3を御覧ください。

なお、申請地はこれまで、農地利用集積計画により賃貸借権が設定されておりましたが、こちらにつきましては、令和5年7月15日付で解約する旨の通知が提出されており、こちらにつきましては、今回の議案第47号にて別途審議を行います。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

これは市外の方の権利移動になりますが、勝瀬及び中新田の両地区委員から何かございますでしょうか。7番委員。

【7番委員】 今お話がありましたように、市外の方の譲渡人、譲受人、両名が世帯内贈与という形で話を事務局から受けて、現地確認をしてきました。さらに今ご説明があったように、農地利用集積で賃貸借権が設定されておりまして、耕作者は大谷の方であることも知っておりまして、現地も稲作がされておって、問題ないと確認をいたしております。

以上です。

【議長】 それでは、8番委員、いかがでしょうか。

【8番委員】 先日、事務局のほうから電話がありまして、話をお伺いしました。この田んぼは前からきれいに耕作されておりまして、特に問題はないというふうに思います。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、妻の■■■さん、子の■■■さん、■■■さんの妻の■■■さんの4名が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和4年の農家台帳では■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は70年、農業従事日数は250日、妻の■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は100日、子の■■■さんの農業経験年数は30年、農業従事日数は150日、妻の■■■さんの農業経験年数は20年、農業従事日数は70日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米の合計■■■■■平米でございます。なお、こちら、内訳につきましては、田が全て海老名市分、畑は全て綾瀬市分となっております。機械につきましては、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、防除機3台、ほか、軽トラック1台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないかと思われまます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございませんので、この案件に関して特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 8月25日に現地調査を行いました。ほぼ7番委員と同じような発言になってしまいますけれども、田んぼも良好な状態で管理されていて、本当に何の問題もないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号24について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号24について、採決をさせていただきます。
許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

次に、議案書6ページ、日程第2、議案第45号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号24について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、議案第45号 引き続き農業を行っている旨の証明についてでございます。この証明ですけれども、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということをお農業委員会が証明するものでございます。

それでは、受付番号24の説明をさせていただきます。被相続人は、大谷■■■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年7月29日から令和5年8月28日までです。特例農地等の明細でございますが、大谷北■■■■■■■■■■■、こちらの場所なのでございますけれども、ホームセンターの島忠、こちらの前の道路を東側、要は浜田町方面に進んでいただきますと、途中、坂がございまして、県道杉久保座間と交差する手前の左側の中にございます。現況地目が畑、登記簿地目、畑、生産緑地、面積、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で8月10日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号24について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

内だけど、農用地区域じゃないよと、いわゆる農振白地と、農用地が農振青地、農用地ではないところを農振白地なんていう言い方を一般的にしますが、その差でございます。あと、参考までに市街化調整区域の中に農業振興地域を設けているのですけれども、市街化調整区域の中でも農業振興地域ではない区域も実際がございます。参考までに。

以上です。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、質疑、意見もないようでございますので、受付番号25について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第46号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題いたします。

受付番号25について、事務局から提案説明をお願いをします。

【主任主事】 こちらは、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請いたします。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。

それでは、提案説明をいたします。

受付番号25、借り手は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、貸し手は、今里■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、貸し借りする農地は、今里■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■平米でございます。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和5年9月1日から令和5年12月31日までの1年間でございます。こちらは農業振興地域外、1件の新規の計画となります。この案件につきまして、8月

10日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は市内農業者であり、農用地利用集積計画の法定要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

受付番号25について、質疑のある方はお願いいたします。

【4番委員】 終期が令和5年になっていますけれども、12月末、こんな短期間でよろしいのでしょうか。それでいいというなら、それだけの話なんですけれども。

【主任主事】 そのように伺っております。特に問題なく。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号25について、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第4、議案第47号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明させていただきます。

農地法第18条第6項の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について合意解約が行われた旨の通知がありましたので、ご報告いたします。

受付番号5、届出地は、勝瀬■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりでございます。賃貸人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■■■、賃借人は、海老名市大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■■でございます。農業経営基盤強化促進法第18条の

農用地利用集積計画作成による賃貸借の合意解約です。合意により解約する日は、令和5年7月15日、土地の引渡し日は、令和5年7月15日でございます。なお、こちらの届出地は、先ほど農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたしました受付番号24案件にて所有権の移転申請も同時に行われております。こちら、事務局で8月10日に現地確認を行い、農地として管理されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われれます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号5について、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第5、議案第48号 令和6年度市農業施策及び予算に関する意見（案）についてを議題といたします。

本案につきましては、あらかじめ農政小委員会で審議しておりますので、委員長である17番委員から、結果の報告をお願いいたします。

【17番委員】 ただいま議長から話がありました農政小委員会ですが、新型コロナウイルスの感染が発生していることなどから、副委員長である20番委員と協議し、事務局案について書面方式で会議を行いました。審議結果の詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

以上です。

【議長】 それでは、事務局、説明をお願いいたします。

【事務局長】 お手元にお配りしました別紙の（案）を御覧ください。

農政小委員会での審議につきましては、先ほど委員長からご説明がございましたとおりでございます。書面審議に向けては、事務局案、3項目を提示

させていただきました。当初の事務局案、3項目を小委員会で書面審査した結果、事務局案についての追加、変更はございませんでしたが、意見項目の順番や、表面や言い回し等について修正がなされ、本案となりました。

それでは、A4縦使いでお配りしております別紙を御覧ください。各意見項目については、読み上げは省略させていただき、要点をご説明いたします。

1枚目は意見書の案になります。

2ページ目をお開きください。意見項目の1、農業用排水路の維持・補修等についてでございます。これは新規要望とさせていただきました。

農業用排水路や農道等の農業基盤施設は、農業を継続していく上で必要不可欠な施設であります。用排水路においては、近年、老朽化が進み、修理等が必要な箇所が多く見られ、市の支援により修理等を起こっておりますが、簡単に言うと、市にやってもらっているということなのですけれども、箇所数が多く予算の関係から施工までに期間を要する箇所が多く見られることなどから、また、どうしても水稻を作付していると、1年間の間で作業期間が4か月、5か月と絞られて、数年にわたってやるような場所も出てくると。予算の増額の要望を今回意見としたものでございます。

次に、意見項目2、貸出用農業機械の更新による貸し出し事業の継続について（新規要望）でございます。

小規模の農家や新規就農者が農業機械を購入し、維持していくには非常に費用負担が大きいことから、市が実施している農業用機械の貸し出し事業、これは多くの農家が利用しており、農業経営の維持だけではなくて、農地の維持・保全にも寄与していると認識しているところでございます。この制度が10年以上経過し、当初購入した機械の破損や損耗が激しく、修理等の増大や現場にて不具合が生じていることから、各種の機械の更新計画を市で策定して、順次機械を更新すると聞いております。利用者からは、今後も貸し出しを継続してほしいとの要望も多く、農業者の負担軽減、農地保全という点においても効果が高い事業であることから、コンバインなど各種高額な農業機械ではありますが、きちんと更新計画に基づいた予算措置による更新を市で行っていただき、安全で利用しやすい機械の貸し出し事業の継続の要望

を意見としたものでございます。

最後に、3ページの意見項目3、園芸施設加温用のA重油購入に対する補助金事業の継続及び拡充についてと、これは昨年度も要望させていただいた、継続になります。

本市農業の基幹である施設園芸農家の経営の安定が図れるよう、現行のA重油購入費に対する市の補助金制度、1リットル当たり10円、高騰時には加算ありということについて、令和6年度においても補助事業の継続と、ここ数年、高値続きによる経費の高額の負担による各農家の疲弊も含めて、高振れ額の程度によってはさらに柔軟な加算の要望を意見としたものでございます。農業委員会は、農業者、農業団体も含めまして、声を代表する組織でもありますので、このタイミングで、3つありますけれども、意見とさせていただいたものでございます。

大変雑駁でございますが、よろしくご審議いただき、決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、令和6年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について、質疑のある方。

【5番委員】 2番の貸出の機械、1年間でどのぐらい利用されているんですか。今の管理の仕方、例えば誰がどのような形で機械の管理をしているのか、その辺のところを教えてください。

【事務局長】 農政課に聞いたところ、今そろえてある貸出用の機械は、コンバインが4台、水稲用のコンバイン3台、汎用コンバイン1台、計4台、トラクター25馬力が3台、田植機が3台、これは貸出用、あとは南部ライスセンターに乾燥もみすり機があって、これは直接貸せないで、利用しに行くのですけれども、こういった貸出用だと3種類の機械があって、基本的には農政課が管理をしまして、購入したのは市の予算、管理は実際農政課の職員が通常のメンテ、あとは圃場のほうにトラックに乗せて貸出に行っております。今年度から農業支援センターに一部事業を委託して、実際の農家からの受付と、機械を圃場に持っていくのは農政課が農業支援センターに委託費を出してやっております。そういう答えでよろしいですか。

【5番委員】 経費の問題と、収入と支出の問題。

【事務局長】 農政課に聞いたところ、ちょっと今、手元に資料がないので、分かりませんが、基本的にはマイナス収支でございます。年間、その機械にもよるのですが、トラクターが40回、田植機はもう少し少なくて25回とか、これ、ならしですけど。コンバインも30から40、半日、3,500円プラス送料4,500円、1日8,000円という利用料をいただいているのですが、コンバインの場合、2条刈りでも600万円とか、400万円とか、そのぐらいの購入料になって、修理、メンテを含めると、基本的には赤というふうに聞いております。ただ、この更新をするに当たって、やはり利用者とかにアンケートを取ると、やっぱり自分で買うのは大変だと、トラクター200馬力、今、250万円ぐらい、200万円以上する、田植機にしても、こういうふうな機械の貸出によって、例えば田んぼを2枚持っているような農家さんが、じゃ、農地を維持していこうというような気持ちになってくれたり、そういう意欲も湧いてきますので、この貸出機械がないと、やめちゃうと、じゃ、利用集積で貸すのかとか、そういったことも出てきて、それならそれで保全になるのですが、農政課としては、これは農地の保全にもつながるということで、改めて更新計画を立てて、例えば順次、コンバインなら今年はこのコンバイン1台、次の年が次のコンバイン1台というような計画を立てて、財政当局とも含めて決定したと、そのように聞いております。

【議長】 いかがでしょうか。

【5番委員】 全然分からない。新規の要望として、お金を今回予約をするわけでしょうけど、中身が全く分からなくて要望を私どもがするわけでしょう。知っていて、我々、やるわけではないでしょう。どういう状況になっていて、どういいうお金がかかるから、必要なので、要望をするわけですね。それを農業委員会として何も把握していないわけじゃん。私自身、分からないよ。知っている人もほとんどいないんじゃないかな。そうすると、要望する以上は、このくらいのお金がかかって、そして収支がどうだということぐらいはやっぱり必要じゃないのかね。お金を要望する以上はね。しないのだったらいいけど。

【事務局長】 言っていることはおっしゃるとおりだと思います。ただ、今回はお金の要

望ではなくて、ちゃんと更新計画を立てて、極端な話、もういいよ、海老名市としては機械の貸出は、古くなっちゃって、更新でお金がさっき言ったようにかかるから、これ、やめちゃいますというふうにはならなかったもので、今回、更新計画を立てたので、更新計画どおり、お金がかかるかもしれないけど、この事業は続けてくださいよというのが要望の趣旨です。ただ、今言われたように、じゃ、現状がどうなっているかというのは皆さんお分かりになっていないのであれば、後日、ペーパーで、今言われたように、コンバインを3台買うと全部で1,800万円近くかかってしまうし、トラクターも全部替えると、3台購入すると800万円、もっといっちゃうから、そんな一遍には更新できないので、海老名市としてはこんなふうに計画を立てています、それについて、絶対赤になるに決まっているのですけれども、数字を出して、それでもやっぱり利用者もいるし、これが1つの農地の保全にもつながっているんで、今回の要望というような、ちょっと1回、資料を、後日お示しさせていただきたいなと思います。

【議長】 ただいま事務局から、1回、資料を皆さんにお配りして、よく把握していただくという話なのですけれども、いかがでしょう。

【5番委員】 いいです。

【議長】 貴重な意見、ありがとうございます。じゃ、ひとつそういうことでよろしく願いいたします。

【事務局長】 分かりました。そうしましたら、来週あたりに、郵送なり、後でまたお話ししますけれども、日程の中で、市長への意見書の提出が9月27日になっていますので、早々に、さっき言われた資料を皆さんのお手元に提示させていただいて、よく御覧いただきたいと。何か意見があればまたいただくということで、これについてはそういうふうに事務局として対応いたします。

以上です。

【議長】 ほかに質疑のある方。

【6番委員】 要望事項の1番の農業用排水路等の維持・補修等についてという、この新規要望なのですけれども、ここの中段に、市内の用排水路は、戦後の耕地整理等で整備されたという形になっているんですね。そうすると、用排水路の所有者というのはどこなんでしょうね。

【事務局長】 底地は、権原は市になっております。ただ、当初、耕地整理したときには、行政が全てお金を出してやっているわけではないようで、当然、土地改良区とか、耕地整理の組合が、ですから、農家の負担ですよ、そういったものもあって、行政からは補助金を出しながらつくったというふうには資料とかは聞いております。ただ、現状としては、権原は市で持っていますので、今はちょっと傷むと市のほうで修理をしていただいていると、ですから、こんなふうな書き方をさせていただきました。

【6番委員】 ですから、この中で、私は用排水路とか農道はほとんど市のものかなと思っていたので、市のものを修理したりするのに、市の支援をとというのはちょっとおかしいかなと思って、誰が所有者かというのを確認させていただきました。

【事務局長】 支援というのはそういう意味で、一応、要望、意見なので、少しいい感じの書きぶりを市に対してさせていただいております、金がないから直せないんだ、早く直せよというのが本音の話なんですけど。

【6番委員】 そして、農業用排水路等となっていて、内容的には用排水路のことなんですけれども、農道についても要望していただくと助かるんですけど。

【事務局長】 これ、等というのは、農道も入っているので、等になっております。

【6番委員】 文面的には、用排水路関係がメインになっているので、私ども、国分生産組合で、水稻をつくっていたりすると、農道がかなり傷んじゃっているのですね。生産組合からも要望を出しているのですけれども、なかなか修理が、予算がないよというので、できてなくて、ぼろぼろになってしまっているのですね。ですから、ここの用排水路及び農道なんかにしていただくと、内容的にも、用排水路だけではなくて、農道の関係も入れていただくといいのではないかと思うのです。農道の場合、道路管理課というか、道路サイドと農政サイドで、そっちはおまえだとかとやり合っているみたいなどころがあると思うのですね。ですから、幾ら農道といっても、今、市道で全部市道認定されているので、そこら辺を利用者でうまくやっていただくような形の要望が入っているといいかなと思うのですけれども。

以上です。

【事務局長】 今、6番委員が言われたことにつきましては、いろいろ状況を、もう1回

、農政のほうに確認して、確かに農道という道は海老名市内には実際にはございません。耕作用の道路になっていても市道認定しているところもあれば、ただ、今回、分かりやすいように、農作業に使う道路という意味で農道というような言葉を増やさせていただいて、基本的には道路課が本来全部やるべきものなのですから、考え方とか、利用の仕方とかが、農政当局とうまくすり合っていなかったりするので、実際には補修ができていないところなんかも多くあるのではというふうには農政課から聞いておりますが、もう1回その辺をよく確認して、両者でよく調整してやってくださいというような書きぶりをさせていただいて、確認の上、またそれも皆さんにお示ししたいと思います。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、令和6年度市農業施策及び予算に関する意見(案)について、今事務局から説明がございましたとおり、すなわち17番委員から報告がありましたとおりの内容で賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号5について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地造成は、農地の切土、盛土によって農地等の形質を変更することを行いますが、海老名市では軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしております。具体的には、1,000平米以下で高さ1メートル以下の盛土、切土であって、耕作中の中断期間が3か月以内のものについてがこの手続の対象です。

受付番号5、申請地は、上河内■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、農用地区域外の田です。土地所有者は、上河内■■■

平米、ほか2筆、合計、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料3を御覧ください。

令和5年7月24日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買取りしないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、9月12日の火曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を9月13日の水曜日に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただくことになります。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋がある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようにお願いいたします。

続きまして、生産緑地番号100について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、生産緑地番号100についてです。所在地は、勝瀬■■■の一部でございまして、勝瀬文化センターの東側に勝瀬保育園、それと鳳勝寺というお寺がございまして、その南側付近にございます。現況地目、畑、登記簿地目、田、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料4を御覧ください。

令和5年7月26日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買取りしないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃ

いましたら、議案書にございますとおり、9月21日の木曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を9月22日の金曜日に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、幹旋の内容について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、幹旋がある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようをお願いいたします。

次に、議案書13ページから14ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

13ページの農地法第4条の4件、14ページの第5条の4件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、農地転用届出による専決処分についてでございます。

農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号でございます。

それでは、議案書13ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。届出期間につきましては、令和5年7月1日から7月31日までの間に届出がされたものでございます。受付番号13から16の4件ございまして、田が■■■平米、畑が■■■平米、合計、■■■■平米でございます。

続きまして、議案書の14ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、先ほど第4条と同じ、令和5年7月1日から7月31日までの間に届出がなされたものでございます。受付番号26から29の4件ございまして、田が■■■■■平米、畑

が■■■■■■■■■■平米でございまして、合計面積が■■■■■■■■■■平米
でございまして、専決処分で受理したことを一括して報
告いたします。

以上です。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご
異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【19番委員】 農地転用に関する事柄なのですが、「農政時報」がありますが、
皆さん、もらったやつなのですが、この5月号に、農地転用に関する事柄で、
県の農業会議が市町村の農業委員会の諸問題をまとめて県知事に要望を出
しているのですが、その情報という形で確認していきたいのです。

ここで出ているのが、転用完了後の事柄なのです。ケース1なのですが、
短期間で所有者が変更し、当初の事業者と申し交わしていた事項が引
き継がれずに周辺農地に不都合が生じた事例。2つ目のケースです。有姿分
譲され、別の事業者が別の目的で使用し、周辺農地への悪影響が見受けられ
る事例。3番目のケースです。譲受人が自己利用として申請したにもかかわらず
転売する事例。4つ目が、当初の転用目的を達成しないまま複数の当該
転用案件を取りまとめて、より規模の大きな目的の違う開発を計画・斡旋し
、条例等を忌避するだけでなく、周辺農地に悪影響を及ぼしている事例とい
うのが出ているようなのです。

これに対して、農地転用完了後は、基本的に農地法の管轄外となり、当該
転用が直接的、間接的に引き起こす要因で、近隣農地への被害や耕作条件の
悪化、耕作意欲の減退など、農業上の利用に支障を来しても法的に指導でき
ない現状があるということなので、転用を出して完了が終わってしまうと、
もうそれでおしまいになってしまうのですね。

これに対して、要望としては、一定期間、農地法による指導や是正指導ができるようにしてほしいということをお願いしたのですが、県知事の回答は、農地法では、転用事業の完了後、一定の期間その用途に制限を加えることは、法の趣旨を超えて個人の財産を過剰に制限するおそれがあるため困難とされているということなのです。ですから、言いたいことは、農地転用完了後は、我々が制限を加えることができないよということで、今、杉久保の件がありますけれども、あれもそういった案件に似てきてはいるのですが、やはり農地転用に関してはちょっと慎重にやっていかなければいけないなと私は思うのですが、どうでしょうか。

【事務局長】 19番委員おっしゃるとおりの中身でございまして、農業委員会としましても、杉久保の件などは11番委員にもお話ししていると思いますが、これはあくまで農地転用だけでクリアできた問題ではなくて、まちづくりの協議とか、上物が建てるようなものであれば県の開発審査もなっていますので、例えばまちづくりの協議の中とか、開発審査、いわゆる許可の中で、あくまでそれで事業になっていますので、その事業がちゃんと行われているかどうか、そっちの方面から確認することもしてくれと、当然しているはずなのですが、そういった感じで、今後どうなっていくのかなと。例えば杉久保の例で何もまだ手をつけていなくて、逆にもっと草ぼうぼうになっちゃった部分については、県の開発ではないのですけれども、市のまちづくり協議をして、こういうものをつくるよというふうな約束になっていますので、今、まちづくりの担当課のほうから、しないで早く草を刈ってくださいとか、そんなふうな指導といいますか、やり取りを、そっちの方面でやっていることもあるという形で、手は打ったりはしている。そっちの方面で手を打っていただけるのかなと思っていますけど、農地法に関してはそういう見解も出ていますので、非常に厳しいので、確認しながらやっていくのが実情なのかなと思います。

【19番委員】 要は、農地転用のときには、間に入っている不動産屋が分からないのですよね。影に隠れちゃうのです。代理人は別の測量屋さんが来ているので、ご挨拶するのは大体不動産屋さんが挨拶するので、ちょっと注意しなきゃいけないよというのを注意しておきたいと思います。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 では、事務局からはございますか。

【事務局長】 ありません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2番委員】 本日も慎重審議いただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第8回定例総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。